

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 45 号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成 20 年函館市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「1,000 分の 2.5」を「1,000 分の 2」に改める。

別表第 5 中

「

面積割 使用料	卸売業者売場	1 平方メートルにつき 1 月	100 円
	仲卸業者売場	1 平方メートルにつき 1 月	800 円
	冷蔵庫	1 平方メートルにつき 1 月	700 円

」を

「

面積割 使用料	仲卸業者売場	1 平方メートルにつき 1 月	720 円
	冷蔵庫	1 平方メートルにつき 1 月	630 円

」に、

「

700 円
450 円

」を

「

630 円
410 円

」に、「850 円」を「770

円」に、「600 円」を「540 円」に、「750 円」を「680 円」に、「550 円」を「500 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表第4および別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場の施設の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

青果物地方卸売市場の使用料について、卸売業者売場の面積割使用料を徴収しないこととし、ならびに売上高割使用料および仲卸業者売場等の面積割使用料を改定するため